

# 業種区分の点検と見直しについて

---

# 業種区分の見直しの基本的考え方(案)

## ＜業種区分の新設に伴う影響＞

- ◆より専門技術を有する建設業者が施工するため、施工の安全性、品質等の向上が期待される
- 一方、規制が強化され、
- ◆新業種の許可を受けることができなければ、従前は請け負えた工事が請け負えなくなる
- ◆新業種に係る許可や経営事項審査の受審について、建設業者及び許可行政庁の負担が増加する
- ◆新業種に対応した資格、実務経験を有する技術者の確保・配置など、建設業者の負担が増加する

## ＜業種区分の統合に伴う影響＞

- ◆従前より請け負える工事の範囲が広がる（担い手が増える）
- ◆業種に係る許可や経営事項審査の受審について、建設業者及び許可行政庁の負担が減少する
- ◆業種に対応した資格、実務経験を有する技術者の確保・配置について、建設業者の負担が減少する
- 規制が緩和される一方、
- ◆競争環境の変化や専門技術力、経験の乏しい建設業者の施工により、施工の安全性、品質等が低下する恐れがある



## 業種区分の見直しに際しては、前提として

- ・規制の強化又は緩和の影響や社会的負担の増加と比較考量しても、疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保又は社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれること

を満たす必要

業種区分の新設にあたっては上記を満たした上で、

- ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること
- ・現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれること

が確保される必要がある

# 業種区分、建設工事の内容、例示等の位置づけ

建設業法

建設省告示第350号

 建設業許可事務ガイドラインについて  
 (平成13年4月3日国総建第97号課長通知)

- 第三条 建設業を営もうとする者は、(中略)許可を受けなければならない。(中略)
- 2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。
- 建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。
- 昭和47年制定、昭和60改正、平成15年改正
- 建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事については、(中略)、その具体的な例は、別表1のとおりである。
- 各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。
- 例示については、昭和47年制定、昭和60年改正、平成13年改正

建設業法 別表第一上欄	建設業法 別表第一下欄	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	—	—
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	—	—
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	—
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの許可でも施工可能である。…
⋮	⋮	⋮	⋮	
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	公害防止施設を単体で設置する工事については、…

# 建設工事の内容、例示等の見直しの考え方(案)

## <建設工事の「内容」、「例示」、「区分の考え方」について>

- ◆「内容」及び「例示」は、現実の建設業における施工の実態を前提として施工技術の相違、取引の慣行等により分類したもの。
- ◆「区分の考え方」は、各工事の内容がそれぞれ他の工事の内容と類似又は重複する場合があるため、各業種での位置付けについて整理したもの。

## <建設工事の「内容」、「例示」のあり方(案)>

- ◆建設工事の「内容」、「例示」については、施工実態や取引実態の変化、施工技術の進歩等を的確に反映したものであること。
- ◆建設工事の「内容」は、各業種に属する建設工事の概要を明らかにし、ある程度施工技術の進歩等に対応しうるような包括的なものであること。
- ◆建設工事の「例示」は、工事の独立性等に関する発注者や建設業者等の認識を踏まえて各業種に属する工事の名称を明示したものであること。

建設工事の「内容」、「例示」については、昭和60年、平成13年、平成15年と見直しを行ってきたところであるが、これまで頂いた関係機関からの意見や建設業者団体等の要望から、上記の建設工事の「内容」、「例示」のあり方を踏まえ見直しを検討。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方の改正経緯(1/2)

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)				建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)			建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
	昭和46年	昭和47年	昭和60年	平成15年	昭和47年	昭和60年	平成13年	
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)							-
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事							-
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事				大工工事、 <u>仮枠工事</u> 、造作工事	大工工事、 <u>型枠工事</u> 、造作工事		-
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆く、灰、プaster等 <del>を</del> こて塗り、吹付け、又は <u>張</u> 付ける工事	工作物に壁土、モルタル、漆く、灰、プaster、 <u>繊維</u> 等 <del>を</del> こて塗り、吹付け、又は <u>はり</u> 付ける工事			左官工事、とぎ出し工事、吹付け工事、 <u>モルタル左官工事</u> 、 <u>ラス張り工事</u> 、 <u>乾式壁工事</u> 、 <u>防水モルタル工事</u>	左官工事、 <u>モルタル工事</u> 、 <u>モルタル防水工事</u> 、吹付け工事、とぎ出し工事、 <u>洗い出し工事</u>		● 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ● 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び <u>現場打くい</u> を行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 <u>又は</u> コンクリートにより工作物を築造する工事 ニ) その他 <u>建設工事に付随する</u> 基礎的ないしは準備的工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び <u>場所打くい</u> を行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事			とび工事、 <u>家屋解体工事</u> 、 <u>ひき屋工事</u> 、盛土工事、根切り工事、掘削工事、くい打ち工事、くい抜き工事、 <u>現場打くい工事</u> 、コンクリート打設工事、はつり工事、ボーリンググラウト工事、 <u>モルタル吹付け工事</u> 、土留め工事、 <u>締切り工事</u> 、 <u>足場仮設工事</u> 、 <u>機器・重量物の運搬配置工事</u> 、鉄骨組立て工事、 <u>種子吹付け工事</u> 、 <u>コンクリートブロック積み工事</u>	イ) とび工事、 <u>ひき工事</u> 、 <u>足場等仮設工事</u> 、 <u>重量物の揚重運搬配置工事</u> 、鉄骨組立て工事、 <u>コンクリートブロック据付け工事</u> 、 <u>工作物解体工事</u> ロ) <u>くい工事</u> 、くい打ち工事、くい抜き工事、 <u>場所打くい工事</u> ハ) <u>土工事</u> 、掘削工事、根切り工事、 <u>発破工事</u> 、盛土工事 ニ) <u>コンクリート工事</u> 、コンクリート打設工事、 <u>コンクリート圧送工事</u> 、 <u>プレストレストコンクリート工事</u> ホ) <u>地すべり防止工事</u> 、 <u>地盤改良工事</u> 、ボーリンググラウト工事、土留め工事、 <u>仮締切り工事</u> 、 <u>吹付け工事</u> 、 <u>道路付属物設置工事</u> 、 <u>捨石工事</u> 、 <u>外構工事</u> 、はつり工事		-
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロックを含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び <u>擬石</u> を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事			<u>石積み石張り工事</u> 、 <u>石材加工工事</u> 、 <u>コンクリートブロック積み張り工事</u>	<u>石積み(張り)工事</u> 、 <u>コンクリートブロック積み(張り)工事</u>		● 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。 ● 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ● 「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根を <u>ふき</u> 、又は <u>屋根に工作物を取付ける</u> 工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根を <u>ふく</u> 工事			<u>瓦屋根ふき工事</u> 、 <u>スレート屋根ふき工事</u> 、 <u>金属薄板屋根ふき工事</u> 、 <u>屋根断熱工事</u>	<u>屋根ふき工事</u>		● 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。 ● 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、 <u>屋内電気設備等</u> の <u>電気工作物</u> を建設する工事	発電設備、変電設備、送配電設備、 <u>構内</u> 電気設備等 <del>を</del> 設置する工事			発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、 <u>屋内</u> 電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、 <u>構内</u> 電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事		-
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための <u>施設</u> を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための <u>施設</u> を設置する工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための <u>設備</u> を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための <u>設備</u> を設置する工事			ガス管配管工事、給排水・給湯設備工事、冷暖房設備工事、空気調和設備工事、 <u>汚物浄化槽工事</u> 、厨房設備工事、水洗便所設備工事	冷暖房設備工事、 <u>冷凍冷蔵設備工事</u> 、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、 <u>衛生設備工事</u> 、 <u>浄化槽工事</u> 、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、 <u>ダクト工事</u> 、 <u>管内更生工事</u>		● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲み取り方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル、 <u>テラコッタ</u> 等を取付け、又ははり付ける工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事			<u>コンクリートブロック積み張り工事</u> 、 <u>レンガ積み張り工事</u> 、 <u>タイル張り工事</u> 、 <u>築炉工事</u>	<u>コンクリートブロック積み(張り)工事</u> 、 <u>レンガ積み(張り)工事</u> 、 <u>タイル張り工事</u> 、 <u>築炉工事</u> 、 <u>石綿スレート張り工事</u>		● 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ● 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は <u>組上げ</u> により工作物を築造する工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は <u>組立て</u> により工作物を築造する工事			<u>鉄骨組立て工事</u> 、 <u>橋梁上部工事</u> 、 <u>鉄塔工事</u> 、 <u>閘門</u> 、 <u>水門等の門扉設置工事</u>	<u>鉄骨工事</u> 、 <u>橋梁工事</u> 、 <u>鉄塔工事</u> 、 <u>石油</u> 、 <u>ガス等の貯蔵用タンク設置工事</u> 、 <u>屋外広告工事</u> 、 <u>閘門</u> 、 <u>水門等の門扉設置工事</u>		● 『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、 <u>取付け</u> 、又は組立てる工事	棒鋼等の鋼材を加工し、 <u>接合し</u> 、又は組立てる工事			鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事			-
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事				アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事			● 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ● 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。

(※) 二重下線は改正に関係する箇所を示し、**追加箇所は赤字**、**修正箇所は青字**、**削除箇所は緑字**としている。

## 業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方の改正経緯(2/2)

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)		建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)			建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
	昭和46年	昭和47年	昭和60年	平成15年	昭和47年	
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事		しゅんせつ工事			-
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事		板金加工取付け工事、 <b>屋根かざり工事</b>			●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事		ガラス加工取付け工事			-
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又は張付ける工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、 <b>下地調整工事</b> 、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、 <b>プラスト工事</b>	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、 <b>鋼構造物塗装工事、路面標示工事</b>	●「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。	
防水工事	アスファルト、モルタル、 <b>目地材</b> 等によって防水を <b>行なう</b> 工事	アスファルト、モルタル、 <b>シーリング材</b> 等によって防水を <b>行う</b> 工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、 <b>目地防水工事</b> 、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、 <b>シーリング工事</b> 、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	●『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『土工・コンクリート工事』に該当する。	
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール <b>アスベスト</b> タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを <b>行なう</b> 工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール <b>床</b> タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを <b>行う</b> 工事	天井仕上工事、 <b>壁はり工事</b> 、内装間仕切り工事、床仕上工事、インテリア工事、たたみ工事、ふすま工事	インテリア工事、天井仕上工事、 <b>壁張り工事</b> 、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、 <b>家具工事、防音工事</b>	●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。	
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事		<b>昇降機設置工事、索道架設工事</b> 、プラント設備工事、 <b>固定クレーン設置工事、トンネル換気設備工事、排水機設置工事、ダム用仮設備工事</b>			●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事		冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事			-
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事		電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事			●「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、 <b>道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元</b> する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、水景工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、 <b>広場工事、園路工事</b> 、水景工事	●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。	
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井、 <b>温泉掘さく、浅井戸築造</b> 、揚水設備設置等を <b>行なう</b> 工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を <b>行う</b> 工事又はこれらの工事に <b>伴う</b> 揚水設備設置等を <b>行う</b> 工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、 <b>温泉掘さく工事、浅井戸築造工事</b> 、さく孔工事、 <b>ポンプ設置工事</b> 、揚水設備工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、 <b>温泉掘削工事、井戸築造工事</b> 、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	-	
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事		サッシ取付け工事、金属製建具取付け工事、 <b>カーテンウォール取付け工事</b> 、シャッター取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事			-
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事		取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事			●上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な <b>施設</b> を設置し、又は工作物に取付ける工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な <b>設備</b> を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事			●「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事		ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事			●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(※) 二重下線は改正に関係する箇所を示し、**追加箇所は赤字**、**修正箇所は改正前後で青字**、**削除箇所は緑字**としている。